

随意契約理由書

件名	豊中市立西丘こども園外5園建替え等工事設計施工一括発注業務
契約の相手方	大林・河崎・藪谷・太陽・類共同企業体
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
随意契約理由	<p>本業務は、西丘こども園、東丘こども園及びとねやまこども園の園舎建替え工事並びに原田こども園、てらうちこども園及びてしまこども園の園舎全面改修工事における建替え等工事の設計施工業務を一括して行うものです。</p> <p>本業務における事業者の選定は、価格及び提案内容を総合的に審査・評価して優先交渉権者を選定する公募型プロポーザル方式で行い、「豊中市公民連携手法による公共施設整備等事業者選定委員会」で、審査を実施しました。</p> <p>この選定結果に基づき、優先交渉権者といたしました大林・河崎・藪谷・太陽・類共同企業体と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結するものです。</p>
備考	

